

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、情報開示により、経営の公平性、透明性を高めるとともに、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を図り、公正で迅速な経営施策が実施できるチェック機能を重視した考えを基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川金ホールディングス取引先持株会	1,170,600	5.85
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	980,110	4.90
鈴木 信吉	954,535	4.77
株式会社埼玉りそな銀行	924,000	4.62
鈴木 布二子	766,549	3.83
特殊メタル株式会社	756,666	3.78
鈴木パーライト株式会社	548,777	2.74
オイレス工業株式会社	542,111	2.71
鈴木 明子	482,540	2.41
鈴木 健文	482,243	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社がないため記載すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 國夫	他の会社の出身者													
鈴木 俊介	他の会社の出身者	▲												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 國夫	○	――	取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の項目に該当するものがなく、当社との利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断したためであります。
鈴木 俊介		――	取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するのに適した経歴、現職であるからであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2011年6月29日開催の第3回定時株主総会において、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることなどを目的とした株式報酬型ストックオプションの導入について、決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社のストックオプション制度は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役と監査役を分け、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が取締役会、経営会議、その他重要な意思決定会議に出席し、重要事項の報告を受けており、常勤監査役は監査役会において、社外監査役と重要事項について協議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

企業統治の体制

当社では会社法上の法定の機関である取締役会、監査役会、会計監査人の他、経営会議、リスク管理委員会、監査室を設置・運営しております。

企業統治の体制を採用する理由

当社が採用している現体制については、会社規模・経営判断の迅速性・リスク対応等を勘案し、取締役会、経営会議、リスク管理委員会を採用したものであり、当社グループの重要事項について協議しておりますので、コーポレート・ガバナンスの面では十分に機能している体制が整備されていると考えております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会・経営会議・監査役会を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を実施しております。取締役会・経営会議は、原則月1回開催し、経営上の重要事項の決定、業務執行の進捗状況の報告を行っており、迅速で的確な意思決定を実施しております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理に関する事項について、総務部を事務局として、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回、リスク管理委員会を開催し、当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。また、監査室の監査により、法令・定款違反、その他の事由に基づきリスクのある業務執行行為が発見された場合は、取締役、監査役に通報される体制を構築しております。

(3) 内部監査、監査役監査の状況

内部監査の組織・人員及び手続

社長に直属する部署として、「監査室(人員3名)」を設置し、法令・定款・社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。取締役及び社員等に企業倫理違反の疑義のある行為等を発見した場合、監査室、常勤監査役等に通報できる体制を整備しております。

監査役会の組織・人員及び手続

監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名の3名で構成しております。監査役は取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。

内部統制につきましては、主に監査室が担当し、総務部・経営管理部においても業務の適正を確保することに協力しております。

監査室(総務部、経営管理部も含む)、監査役及び会計監査人は、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査人は東陽監査法人であります。当社の監査業務を執行した公認会計士は、前原一彦氏・澁江英樹氏の2名であります。なお、東陽監査法人は、社員の交替制度を導入しております。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名及びその他補助者1名であります。

(5) 社外取締役・社外監査役について

社外取締役及び社外監査役の員数

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役は2名です。

社外監査役と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係

当社と社外監査役2名との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の企業統治での機能及び役割

社外監査役は2名選任しております。2名とも豊富な経験や見識を有し、外部からの客観的、中立的な立場で監査役監査を実施しており、経営監視機能を十分に発揮しているものと当社は判断しております。

なお、社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しており、また、社外監査役は監査室(総務部、経営管理部も含む)・会計監査人と、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っており、企業統治の機能面では十分に役割を果たしております。

社外取締役又は社外監査役の選任状況について

当社は、社外監査役を2名選任しておりますが、社外監査役が企業統治の機能面では十分に役割を果たしており、現在の選任状況においては問題ないものと認識しております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しており、また、社外監査役は監査室(総務部、経営管理部も含む)・会計監査人と、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。

社外取締役役に代わる社内体制及び当該体制を採用する理由

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役は独立した第三者としての客観的、中立的な立場から監査役監査を行い、当社のコーポレートガバナンスにおいて重要な役割を負っております。

当社は、上記の理由から社外監査役2名を選任し社外取締役は選任してはおりませんが、現状、当社のコーポレートガバナンスでは、有効に機能する体制を採用しているものと判断しております。

社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針内容

当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針等は規定しておりませんが、会社法の社外監査役及び東京証券取引所における独立役員の規定に準拠して社外監査役を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、常勤監査役が取締役会、経営会議、その他重要な意思決定会議に出席し、重要事項の報告を受けており、常勤監査役は監査役会において、社外監査役と重要事項について協議しておりますので、経営の機能監視の面では十分に機能している体制が整備されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程および稟議規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類は適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施しております。必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧可能となっております。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

当社は法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとしております。

(3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回リスク管理委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

また、内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役に定期的に報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるため、各部門長が出席する経営会議において、具体的な業務執行の打合せを行い、経営の効率化を図っております。

日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めております。また、社長に直属する部署として、「監査室」を設置し、法令・定款・社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。取締役及び社員等に企業倫理違反等の疑義のある行為等を発見した場合、監査室等に通報できる体制を整備しております。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「川金グループ経営要綱」「内部統制に係る方針」「子会社管理規程」等に基づき、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を進めております。

1. 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者(以下3.、4.において「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取っております。

2. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社と同様、損失の危険の管理に関する事項について、(緊急時に委員会を開催するほか)、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

また、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役に定期的に報告しております。

3. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

また、法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

4. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制の整備に努めております。

(7)当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項/ 当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項/ 当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりません。

今後、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する使用人を置くも

のとし、その監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人としております。また、その使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要としております。

(8)次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様としております。

また、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。当該不利益な取扱いとは懲罰、内部通報の対象となります。

(10)当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の負担を行うものとしております。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとしております。

監査役は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議に出席するとともに、重要事項については取締役及び使用人から報告を受けております。

また、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

監査役会を年4回以上開催して重要事項について協議するほか、年4回以上、監査役会と会計監査人との会合を持ち、会計監査の過程で発見された事項等の情報共有を図っております。

監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然として対応いたします。また、利益を得るために反社会的勢力を利用せず総会屋等に対する利益供与(情報誌購読・広告記載その他)は断じて行いません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成24年5月25日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について決議し、平成24年6月28日開催の第4回定時株主総会において、承認を得ております。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の第4回定時株主総会の終結の時から平成27年6月開催予定の平成27年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までです。

なお、本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ[<http://www.kawakinhd.co.jp>]）に掲載しております。）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、情報開示により、経営の公平性、透明性を高めるとともに、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を図り、公正で迅速な経営施策が実施できるチェック機能を重視した考えを基本としております。